

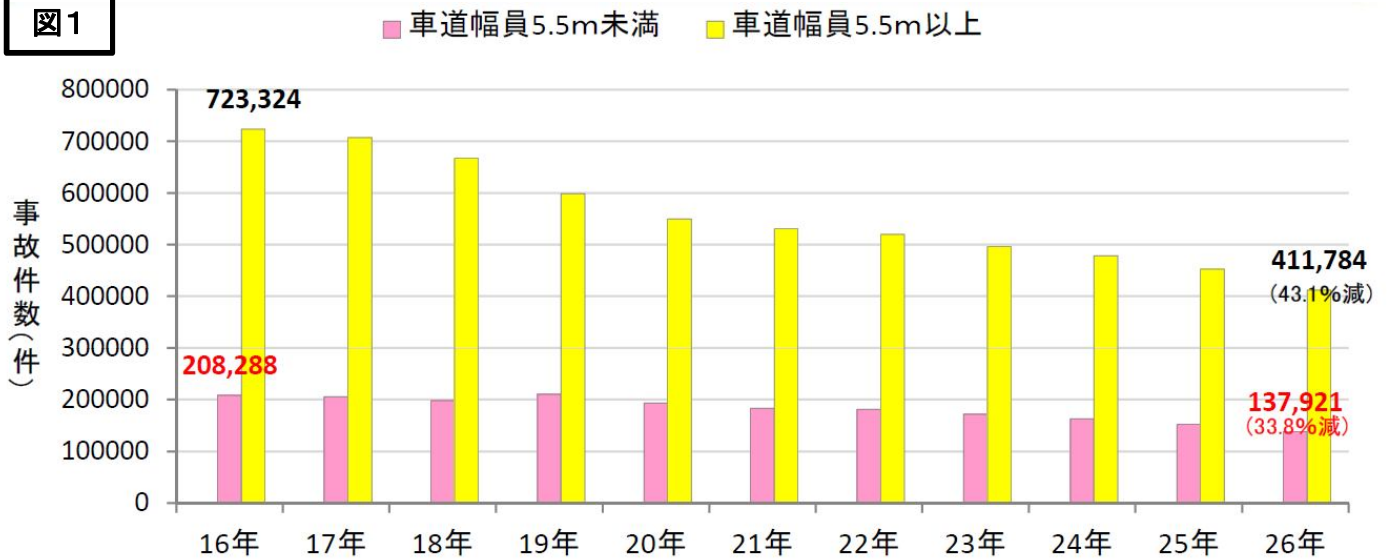
# 伊丹市では、生活道路の安全対策に取り組んでいます

全国の事故件数を対象とした統計によると、幹線道路は道路の改良工事等が進み、10年前と比較して交通事故件数は43%減少しましたが、一方で生活道路の交通事故件数は微減で推移しています（図1）。

また生活道路では、幹線道路に比べ、交通事故死傷者全体に占める歩行中の死傷者や自転車乗車中の死傷者の割合が高くなっています（図2）。

伊丹市では、このような現状を踏まえ、交通管理者（警察）と連携し、平成24年度から区域（ゾーン）を定めて時速30km/hの速度規制を実施する《ゾーン30整備事業》を実施しています。

図1

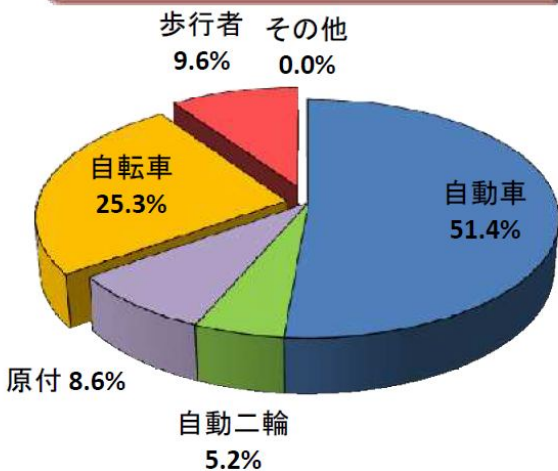


全国の事故件数を対象とした車道幅員で見た交通事故の発生状況

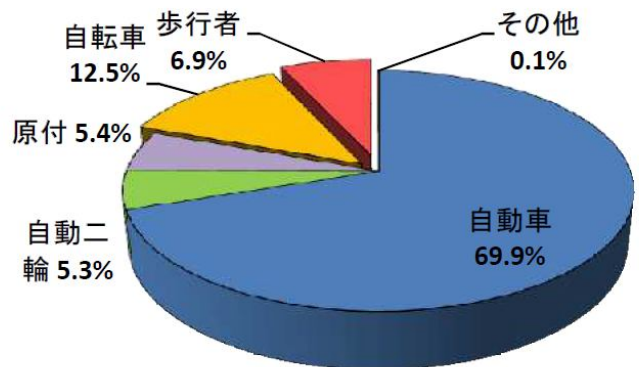
[ 参照文献 警察庁交通局「ゾーン30」の概要（平成27年2月） ]

図2

車道幅員5.5メートル未満の道路



車道幅員5.5メートル以上の道路



全国の事故件数を対象とした道路幅員別・状態別の交通事故死傷者の割合（平成26年中）

[ 参照文献 警察庁交通局「ゾーン30」の概要（平成27年2月） ]

# 伊丹市では、これまで6地区の整備を行いました

「ゾーン30」の整備区域は、交通量や交通事故の発生状況等をもとに、警察が道路管理者や地域の皆さんと協議・調整して決定します。学校園施設（小学校、幼稚園、保育所）や病院、商業施設や学習センター等の生活拠点施設が隣接するエリアは、子どもから高齢者に至る幅広い世代の人たちが生活道路として道路を利用しています。

こうしたエリアを中心に、歩行者等の安全を確保するため、区域（ゾーン）を定めて30km/hの速度規制を実施し、交差点強調表示等の安全対策を必要に応じて組合せ安全度を向上します。



規制標識（30km/h規制）の設置は、交通管理者（警察）が行います。

道路管理者（伊丹市）は、路面に白線で「ゾーン30」と表示し、整備区域の入口を強調しています。

## 整備状況（平成28年2月末時点）

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| ① 広畑地区（5.6ha）      | 平成24年度実施 |
| ② 寺本地区（73.5ha）     | 平成26年度実施 |
| ③ 中野東地区（31.7ha）    | 平成26年度実施 |
| ④ 北河原地区（21.2ha）    | 平成26年度実施 |
| ⑤ 梅ノ木御願塚地区（16.8ha） | 平成27年度実施 |
| ⑥ 北野鴻池地区（29.7ha）   | 平成27年度実施 |

計 6地区 178.5ha

## 整備効果（平成27年7月末時点）

地区名	増減比	
	人身事故	物損事故
① 広畑地区	事故なし	-2件
② 寺本地区	-5件	-8件
③ 中野東地区	-1件	-7件

対策実施前に比べ、交通事故の発生割合が大きく減少しました。

※ 整備完了日を基準として、前後6カ月間の事故件数を集計しています。